

令和4年度・全国統一品質管理監査における 新型コロナウイルスの感染対策について

岩手県生コンクリート品質管理監査会議
事務局

令和4年度の新型コロナウイルスに対する感染対策は、昨年とまったく同じです。今年度の感染対策をあらためて示しましたので、参考にしてください。

1. 監査時における対応策

- (1) 監査員および受検工場対応者はマスクを着用してください。
- (2) 監査時には以下1)～3)の三密対策をとってください。
 - 1) 密集を回避する観点から
 - ① 立会者は、無しとします。
 - ② 監査時の工場対応者は3名以下（経営者を含める）とします。
 - 2) 密接を回避する観点から
 - ① 主任・副監査員および工場対応者は、原則として2mの相互間隔を保つようにしてください。
 - 3) 密閉を回避する観点から
 - ① 監査を行う部屋の換気をこまめに行ってください。
- (3) 上記の内容に加え、実行可能な範囲で感染リスクを減らせる対策があった場合、監査員および受検工場はともに積極的に感染リスクの低減に努めてください。

2. 緊急事態宣言時の対応および感染者対策について

- (1) 岩手県に政府の緊急事態宣言が発令された場合、監査の日程を全て中断し延期とします。
- (2) 緊急事態宣言が発令されなくとも、岩手県で感染が拡大する恐れがある場合は、監査統括責任者と副監査統括責任者および事務局が協議し、監査日程について検討します。
- (3) 延期した際の監査の再開時期については、緊急事態宣言が解除となった後、監査統括責任者と副監査統括責任者および事務局があらためて協議した上で判断します。
- (4) 緊急事態宣言とは別に、全国会議から監査を中止・延期する旨の発令があった場合は、即座に対応することとします。
- (5) 受検工場の従業員に新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者が出た場合は、受検工場の安全が確保されるまで監査を延期します(その際、感染者や工場の情報は守秘とします)。
- (6) 監査員が新型コロナウイルスに感染した場合、あるいは監査日前に37.5℃以上の発熱または健康上の不具合があり、監査の実施に不安を感じる場合は、その監査員は事務局に申し出ていただくことになっています。この場合の対応は、感染者情報は守秘としたうえで、監査員一人での監査の実施、監査員の交代による実施、監査の延期のいずれかを、監査統括責任者と副監査統括責任者および事務局が協議した上で判断します。

3. ㊦マークの申請が遅れた工場があった場合の対応について

- (1) 上記2.の対応により、監査を年度内に実施することが出来ずに㊦マークの使用承認申請が遅れる工場があった場合、岩手会議から全国会議に申請することで最大6か月間は令和4年度の㊦マークが有効となる措置をとることができます。
- (2) その際、岩手会議におきましては、監査を年度内に実施して合格した工場と、年度内に実施できなかった工場との不公平を無くすため、全受検工場の監査の合否判定が終了し、全ての合格工場が令和5年度の㊦マークの申請ができるまで、令和4年度の㊦マークを最大6か月間有効とする措置をとることといたします。

以上